

第67号議案

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

中間市長 福田 浩

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例

第1条並びに第2条第1項及び第2項中「重度障害者」を「重度障がい者」に改める。

第3条第1項中「重度障害者」を「重度障がい者」に改め、同条第2項第3号中「重度障害者」を「重度障がい者」に改め、同項第4号中「重度障害者」を「重度障がい者」に、「12歳」を「15歳」に改め、同条第4項中「重度障害者」を「重度障がい者」に、「12歳」を「15歳」に改める。

第4条の見出し中「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改め、同条第1項中「重度障害者の」を「重度障がい者の」に、「重度障害者又は」を「重度障がい者又は」に、「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改め、同項第1号中「12歳」を「15歳」に改め、同条第3項中「12歳」を「15歳」に、「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改める。

第5条第1項中「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「重度障害者医療証」を「重度障がい者医療証」に改め、同条第2項中「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に、「重度障害者医療証」を「重度障がい者医療証」に改め、同条第3項中「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に、「重度障害者医療証」を「重度障がい者医療証」に改める。

第7条の見出し中「重度障害者医療証」を「重度障がい者医療証」に改め、同条中「重度障害者が」を「重度障がい者が」に、「重度障害者医療証」を「重度障がい者医療証」に改める。

第8条第1項及び第2項中「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改め、同条第3項中「重度障害者が」を「重度障がい者が」に、「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改める。

第9条中「重度障害者」を「重度障がい者」に改める。

第10条中「重度障害者が」を「重度障がい者が」に、「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改める。

第11条及び第12条中「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改める。

第13条の見出し中「障害者施設等」を「障がい者施設等」に改め、同条第1項中「障害者施設等」を「障がい者施設等」に、「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改め、同条第2項中「障害児施設等」を「障がい児施設等」に、「重度障害者医療費」を「重度障がい者医療費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 2 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中間市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「中間市重度障害者医療費の支給に関する条例」を「中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例」に、「重度障害者医療費の支給に関する事務」を「重度障がい者医療費の支給に関する事務」に改める。

別表第2中「中間市重度障害者医療費の支給に関する条例」を「中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例」に、「重度障害者医療費の支給に関する事務」を「重度障がい者医療費の支給に関する事務」に改める。

(中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正)

- 3 中間市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「中間市重度障害者医療費の支給に関する条例」を「中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例」に、「重度障害者医療費の支給を」を「重度障がい者医療費の支給を」に改める。

中間市重度障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>重度障がい者</u>の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「<u>重度障がい者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(4) (略) 2 この条例において「保護者」とは、中間市の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、<u>重度障がい者</u>を現に監護するものをいう。 3～6 (略)</p> <p>(対象者) 第3条 この条例の対象者は、次の各号のいずれにも該当する<u>重度障がい者</u>とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。 (1)・(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>中間市重度障害者医療費の支給に関する条例</u></p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>重度障害者</u>の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「<u>重度障害者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(4) (略) 2 この条例において「保護者」とは、中間市の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、<u>重度障害者</u>を現に監護するものをいう。 3～6 (略)</p> <p>(対象者) 第3条 この条例の対象者は、次の各号のいずれにも該当する<u>重度障害者</u>とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。 (1)・(2) (略)</p>

(3) 重度障がい者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に規定する額を超えるときの当該重度障がい者

(4) 重度障がい者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障がい者の生計を維持している者（以下この号において「扶養義務者」という。）の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額（当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障がい者の扶養義務者のうち、中間市の区域内に住所を有する当該重度障がい者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障がい者を現に監護するものは児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額）以上であるときの当該重度障がい者

3 （略）

4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条（当該重度障がい者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。

（重度障がい者医療費の支給）

第4条 市長は、重度障がい者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負

(3) 重度障害者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に規定する額を超えるときの当該重度障害者

(4) 重度障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者（以下この号において「扶養義務者」という。）の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、中間市の区域内に住所を有する当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護するものは児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額）以上であるときの当該重度障害者

3 （略）

4 第2項第4号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条（当該重度障害者が12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合にあつては、児童手当法施行令第2条及び第3条）の規定により算出した額とする。

（重度障害者医療費の支給）

第4条 市長は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担

担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。第2号において「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障がい者又はその保護者に対し、重度障がい者医療費として支給する。ただし、当該重度障がい者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円とし、1月につき10,000円（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円）を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円とし、1月につき6,000円（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき2,100円）を限度とする。

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障がい者医療費は支給しない。

4 (略)

(受給資格の申請及び認定)

第5条 重度障がい者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、重度障がい者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

2 (略)

すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。第2号において「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円とし、1月につき10,000円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき3,500円）を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円とし、1月につき6,000円（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、1月につき2,100円）を限度とする。

(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

4 (略)

(受給資格の申請及び認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

2 (略)

(重度障がい者医療証の交付)

第6条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障がい者医療証を交付するものとする。

2 重度障がい者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで中間市子ども医療費支給条例に規定する受給資格を有していた者は、重度障がい者医療証の交付と引換えに中間市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障がい者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、重度障がい者医療証を交付しないものとする。

(重度障がい者医療証の提出)

第7条 重度障がい者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下この条及び次条において「保険医療機関等」という。）において医療及び老人訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障がい者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、重度障がい者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障がい者医療費の支給があったものとみなす。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで中間市子ども医療費支給条例に規定する受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引換えに中間市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下この条及び次条において「保険医療機関等」という。）において医療及び老人訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、重度障がい者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障がい者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、重度障がい者について住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、重度障がい者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障がい者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障がい者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障がい者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 重度障がい者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障がい者施設等に入所した場合の特例)

3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、重度障害者について住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この項において「障がい者施設等」という。）に入所したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下この項において「障がい児施設等」という。）に入所したため、障がい児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障がい児施設等に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、中間市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この項において「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設又は同条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下この項において「障害児施設等」という。）に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、中間市の区域内に住所を有していたと認められるものは、中間市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。